

【教育委員会議事録】 令和6年11月定例会

開催日時	令和6年11月27日（水） 9：30～11：20
開催場所	下関市教育センター 3階中研修室
出席委員の氏名	磯部 芳規（教育長） 小田 耕一（教育長職務代理者） 吉村 邦彦 佐々木 猛 畚野 美香子
欠席委員の氏名	欠席なし
委員及び傍聴人を 除くほか議場に出 席した者の氏名	教育部長 藤田 信夫 教育部理事（教育部次長）和田 英一 教育部理事（教育部次長）藤井 信幸 学校教育専門監 木下 満明 教育部次長（教育政策課長）門田 重雄 学校教育課長 大坪 勇一 教育指導監（生徒指導推進室長）中尾 琢磨 教育研修課長 浦野 建太 学校支援課長 栗原 武 教育部次長（学校保健給食課長）山本 泰造 生涯学習課長 岡田 清弘 教育部参事（文化財保護課長）濱崎 真二 教育部次長（中央図書館長）江原 理恵 美術館長 岡本 正康 歴史博物館長 古城 春樹 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長 松下 孝幸 下関商業高等学校事務長 三原 達郎 教育部参事（菊川教育支所長）田坂 吉治 教育部参事（豊田教育支所長）河崎 昌文 教育部理事（豊浦教育支所長）嶋津 敏弘 教育部参事（豊北教育支所長）熊井 一雄 幼児保育課長 齋藤 浩三 幼児保育課主幹 白石 孝 教育政策課長補佐 吉岡 孝二 教育政策課主任 吉富 守夫 教育政策課主任 田巻 美紗
傍聴人の数	傍聴人1名

次第（目次）

【開会の宣告】	P3
【署名委員の指名】	P3
【教育長報告】	P4
【議案】	
第50号 令和6年度教育予算補正（12月）について	P8
第51号 教育功労者表彰（篤行表彰）について	P10
第52号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	P11
第53号 下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則	P11
第54号 財産の取得について	P12
第55号 下関市学校給食費に関する条例	P14
第56号 下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を改正する条例	P16
《非公開》	
第57号 第4次下関市子どもの読書活動推進計画について	P32
第58号 下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例	P18
第59号 下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例	P7
【臨時代理等の報告】	
工事請負変更契約の締結について（勝山中学校校舎（11）長寿命化改良建築主体工事（第2期））	P34
【報告事項】	
《非公開》	
令和7年度教育予算について	P36
令和5年度下関市立小・中学校問題行動等状況調査の結果及び国、県の状況について	P19
大雨による下関市立小学校、中学校及び下関商業高等学校の臨時休業等について	P27
《非公開》	
工事請負契約の締結について（下関市立豊北中学校屋上防水改修工事）	P38
《非公開》	
工事請負変更契約の締結について（勝山中学校校舎（11）長寿命化改良機械設備工事（第2期））	P34
《非公開》	
工事請負契約の締結について（北部公民館外壁改修及び防水改修工事）	P39
下関市立図書館の臨時開館及び臨時休館について	P29
下商チャレンジショップの開催について	P30
《非公開》	
学校施設環境改善交付金の過大交付について	P40
【その他】	P31
【閉会の宣言】	P42

【開会の宣告】

磯部芳規（教育長）

皆さん、おはようございます。

それでは、教育委員会１１月定例会を開会いたします。

教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第３項の規定により、会議の定足数を満たしていることを報告いたします。

【署名委員の指名】

磯部芳規（教育長）

本日の議事録の署名は、小田委員、畚野委員にお願いいたします。

（はい。（署名委員））

磯部芳規（教育長）

本日の日程は、日程１の議案が１０件、日程２の臨時代理等の報告が１件、日程３の報告事項が９件、日程４その他となっております。

この日程に関連して、最初に委員の皆さんにお諮りいたします。

議案第５７号「第４次下関市子どもの読書活動推進計画について」、臨時代理等の報告「工事請負変更契約の締結について（勝山中学校校舎（１１）長寿命化改良建築主体工事（第２期））」、報告事項「令和７年度教育予算について」、「工事請負契約の締結について（下関市立豊北中学校屋上防水改修工事）」、「工事請負変更契約の締結について（勝山中学校校舎（１１）長寿命化改良機械設備工事（第２期））」、「工事請負契約の締結について（北部公民館外壁改修及び防水改修工事）」及び「学校施設環境改善交付金の過大交付について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項ただし書の規定により、会議を公開しないこととしたいと存じますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

それでは非公開とし、議事録についても、当面の間、非公開といたしたいと存じますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

また、非公開とすることといたしました議案等については、日程４その他が終わった後に協議を行うことといたしたいと存じます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

それではそのように進めてまいりたいと思います。

傍聴者の皆様方には、非公開となりました議案審議等の際にはご退出いただくこととなりますが、予めご了承ください。よろしくお願いいたします。

また、本日はこども未来部幼児保育課の報告がございます。幼児保育課の報告を冒頭に行うとともに、終了後、公務の都合上、退席することとなっておりますので、ご了承ください。

【教育長報告】

磯部芳規（教育長）

それでは、幼児保育課の報告に入る前に、まずは教育長報告をしたいと思います。資料を見ていただけたらと思います。

それでは１１月の報告です。大変行事等も多いですので、主だったものだけ報告させていただきます。まず、１１月につきましては、イベントや表彰、また、いろいろな会議が行われております。内容の濃い１１月となっております。

まず、今月も土日につきましては、公民館の地区文化祭、また、小学校の１５０周年記念式典に参加させていただいております。

公民館の地区文化祭のイベントでは、地域の方の出演をもとより、地元の小さなお子様から小中学生の出演もありました。どの会場も楽しそうで大変盛り上がっておりました。また、私がネクタイを締めて行っていたということで、珍しいということで、この人は、どんな人かなというふうな感じで見ていただいて、すごく温かく接していただきました。ありがとうございます。

また、１６日でございますが、太翔館のイベントに参加させていただきました。こちらについては特に文化財の新しい活用の仕方、またこれから、このようなですね、歴史的に価値の高い文化財、また市内の各施設にたくさんの人を呼ぶという展開を考えていく、そういうステージに今入っているのではないかなというふうに感じました。また、いろいろとお考えをお聞かせいただけたらというふうに思っております。

続いて表彰関係でございます。１９日に本村小学校ですが、博報賞の報告を校長先生からお聞きいたしました。日本一の地域連携教育校の１つになったということで大変嬉しいご報告でございます。昨年度は夢が丘中学校が博報賞であるとか、また、玄洋中学校のPTAが文部科学大臣表彰を受賞しておりますので、２年連続でこれだけの賞を受賞した学

校があるということは、他市町においても、あまり例がないのではないかなというふうに変に嬉しく思っております。

また、15日には文洋中学校で県市町の教育長の意見交換会が行われました。文洋中学校のいろいろな取組を見て、県内の学校がこのような取組をして欲しいと、県教委の方も話をしているという話をしましたが、ただ、下関市は市内の全学校が、それぞれの学校でそれぞれの地域の特性を生かした取組をしているということで、話をさせていただきました。

また、下関市のコミュニティ・スクールは、最近ですね、どのような取組をしているのだろうかという疑問視する声が私にも時々入ってきますけれども、下関においてはコミュニティ・スクール、地域連携に関してはですね、日本のトップの評価を受けた市が実際にここにあるということと、また、平成26年にはコミュニティ・スクールの全国大会を全国でいち早く開催した市でありますので、私は県でも本当に進んでいるというふうに変に自負をしております。

また、同時にですね、下関の子供たちの学力についても心配する声を時々聞くことがありますけれども、こちらにつきましては9日に中学校の意見発表会がありました。こちらでは自分の考えを堂々と述べる本当に高いレベルの意見発表会ではなかったかなというふうに変に考えておりますし、下関の小中学生の子供たちの表現力の高さは、25日に市長を表敬訪問しました勝山中学校の生徒でございますが、高円宮杯全日本中学校英語弁論大会、これは全国大会ですが、こちらに出場するというふうなことも繋がっているというふうに変に考えております。また1月にありますが、全日本の都道府県対抗女子駅伝にも、この勝山中学校の生徒が選出されたということで、スポーツに勉強に間違いなく下関の子供は頑張っているというふうに変に思っております。

さらに22日でございますが、スポーツわくわく体験教室が熊野小学校で行われております。講師はオリンピックの日本代表を経験し、今、国士舘大学の教授をされている十種競技の右代選手でしたが、これは子供たちが大変盛り上がった会になりました。まぶれるって言葉があるのですが、子供たちがまぶれついていましたので大変おもしろかったです。また、こちら右代さんにつきましては、来年度、下関市の子供たちの体力向上であるとか、スポーツテストの有効な取り組み方などをアドバイスしたいと考えていますので、そちらの方の話もさせていただきました。これからですね、このように子供たちがわくわくするような、わくわく感はずいぶん味わいたいというふうに変に考えております。

最後に25日、学びの多様化学校の設置検討会を開催しました。設置に向けて今後、委員さんと、また教育委員さんたちと相談しながら、とにかく不登校の生徒が楽しんで学んで、将来に向かって自分を信じて好きになって、将来に向けて進んでいって欲しいというふうに変に、そういった生き方を見つける学校になって欲しいと私個人的には考えております。さらに出口から出先指導に向けた教育の必要性、重要性を感じているところでございます。こういうような形で学校づくりをぜひ進めていきたいというふうに変に考えます。

以上でございます。簡単にさっと流しましたが11月の報告でございます。

ただいまの教育長報告で何かご質問はございますでしょうか。吉村委員、お願いいたし

ます。

吉村邦彦（教育委員）

ありがとうございました。

その他でお話しようと思っていたんですけれども、11月24日の下関ユネスコ協会絵画展表彰式のところなんですけれども、山口新聞にも大きく掲載されています。清末小学校の川野さんが市長賞、それから、教育長賞、議長賞といろいろありますけれども、これから30日を皮切りにゆめシティ、美術館、それから生涯学習プラザ等々でお披露目があるようですので、ぜひ見に行っていたらというふうに思います。

それから、教育長の報告の中で150周年の学校が数多くあります。その中で、やはり長寿命化とか、老朽化の改善というふうなことを、子供たちの安心安全というところが非常に取沙汰されてくるのではないかなと思っていますので、ぜひ、この辺りも学校に行かれた時に、どういうところがというところを見ていただければなというふうに思っています。

それから、先程からいろいろ出ていますけど、やはり、なかなか我々世代、褒めるっていうことがなかなかできない世代です。ぜひここは今、先程、教育長がおっしゃったように、子供たちがいろいろな場所で、いろいろなことで活躍されているところを、もっともっと教育委員会としては褒める風土というのを表に出していけばいいのではないかなというふうに思っております。以上です。

磯部芳規（教育長）

ありがとうございます。

絵画ですが、私も見ましたけれども、清末小学校の男の子が描いている絵は本当に踊っているようすごかったですね。

また桜山小学校の女の子のデッサンなんかは、先生に思わずこれは習っていらっしゃるんですかと聞いたのですが、習っていないそうです。本当にびっくりしました。

私も趣味で時々描くんなんですけれども、あれだけ描けません。ぜひ見ていただけたらと思います。

ほかに何かありませんでしょうか。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

ないようでしたら、日程1の議案審議のうち幼児保育課の案件に入ります。

【議案審議】

議案第 59 号 下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

磯部芳規（教育長）

議案第 59 号「下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について、幼児保育課、齋藤課長お願いします。

齋藤浩三（幼児保育課長）

幼児保育課、齋藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 59 号「下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして説明させていただきます。

議案第 59 号は下関市立第一幼稚園を、令和 6 年度末をもって廃止しようとするものです。貴船町にあります第一幼稚園は、地域における入園希望者が減少したため「下関市立幼稚園の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づいて、令和 5 年度から新入園児の募集を中止し、同年度末に在園児はすべて卒園しました。

近隣の公立の就学前施設の配置状況から、今後、この幼稚園を再開する見込みはございません。

なお、本市の公共施設マネジメントの基本方針で、施設の利用状況や老朽度等を勘案し、施設の適正配置と施設総量の縮減が求められていること、また、既に地元関係者のご理解も得られていることから、廃止の手続きを行うための条例の一部改正を行おうとするものです。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。吉村委員、お願いいたします。

吉村邦彦（教育委員）

条例に関しては全く異論はございません。

第一幼稚園に関しまして、私も研修会議等でお邪魔しましたが、非常に街の真ん中にあるロケーションのものすごくいい幼稚園です。

第五幼稚園のように、企業が例えば購入されたとしても、そのまま使っていただけるような跡利用とかも含めたものになっていただければいいなというふうに思っています。以上です。

磯部芳規（教育長）

ほかに何かございませんでしょうか。

(ありません。(全員))

磯部芳規(教育長)

では、特にないようでございます。議案第59号については承認としてよろしいでしょうか。

(はい。(全員))

磯部芳規(教育長)

では、承認いたします。

それでは、こども未来部幼児保育課については、ここで退席になります。

【議案審議】

議案第50号 令和6年度教育予算補正(12月)について

磯部芳規(教育長)

では、続きまして、議案第50号「令和6年度教育予算補正(12月)について」藤田部長、お願いいたします。

藤田信夫(教育部長)

それでは、議案第50号「令和6年度教育予算の補正(12月)について」ご説明をいたします。資料2ページ以降となっております。

まず、資料3ページをお願いいたします。歳出教育費につきましては、7,600万円を増額補正しようとするものでございます。

第3項中学校費 第3目学校建設費は、5,000万円の増額でございます。増額につきましては、「玄洋中学校区小中一貫教育校整備事業」によるものでございます。

6ページをご覧ください。「玄洋中学校区小中一貫教育校整備事業」ですが、玄洋中学校におきまして、2小学校(本村小学校・西山小学校)と中学校(玄洋中学校)を、施設一体型小中一貫教育校として整備し、令和9年4月に開校するものでございます。令和6年7月の開校準備協議会におきまして、玄洋中学校区小中一貫教育校の開校時期を令和9年4月1日とすることが確認されたことを受けまして、早期に実施設計を完了し工事発注する必要があることから、実施設計にかかる委託料を増額補正するものでございます。

3ページに戻っていただきまして、保健体育費 学校給食共同調理場費は、2,600万円の増額でございます。増額につきましては、「新下関学校給食センター運營業務」によるものでございます。

7ページをお願いいたします。新下関学校給食センターにつきましては、民設民営方式により、事業者への委託により学校給食の提供を行っておりますが、運営にかかる人件費単価の上昇及び物価高騰、次年度以降の受配校の追加等に対応するため、学校給食調理等業務に

かかる事業者への令和6年度分の委託料を増額補正し、併せて現在令和6年度から令和20年度の15年間の支払いの限度額として設定している債務負担行為限度額につきまして、人件費単価の上昇等を反映した金額について今年度執行分を除く、令和7年度から令和20年度の14年間の限度額について再設定を行うものでございます。

続いて4ページをお願いいたします。繰越明許費の補正に関する調書となっております。

「玄洋中学校区小中一貫教育校整備事業」につきましては、年度内の事業完了が見込めないため、歳出として計上している経費を令和7年度に繰り越すものでございます。

続いて5ページでございます。債務負担行為の補正に関する調書となっております。

1行目の「中学校教材購入業務」にかかる債務負担行為の設定の補正でございますが、令和6年度に実施されました中学校教科書採択に合わせて、令和7年度当初から円滑な指導ができるよう、令和6年度内に教師用教科書・指導書の購入契約準備を行うため、需用費3,300万円の債務負担行為限度額の設定を行うものでございます。

2行目の「勝山中学校長寿命化事業（特別教室棟）（第2期工事）」にかかる債務負担行為の設定でございますが、こちらは、特別教室棟の長寿命化改良工事を令和7年度末までに完了するには、電気設備及び機械設備の第2期工事を令和6年度中に発注する必要があるため、工事請負費1億1,000万円の債務負担行為限度額の設定を行うものでございます。

3行目「下関市生涯学習プラザ指定管理料」にかかる債務負担行為の設定でございますが、現在の「公益財団法人下関市文化振興財団」が行っている指定管理の期間が令和7年3月末で満了するため、令和7年度から令和11年度までの5会計年度における指定管理料7億5,078万7千円の債務負担行為限度額の設定を行うものでございます。

4行目の「学校給食調理等業務（新下関学校給食センター）」にかかる債務負担行為の設定でございますが、先ほどご説明いたしましたように、新下関学校給食センターにおける学校給食調理等業務につきまして、人件費単価の上昇及び物価高騰、次年度以降の受配校の追加等に対応するため、学校給食調理等業務に係る事業費を増額し、併せて令和7年度から令和20年度までの委託料9億6,800万円の債務負担行為限度額の設定を行うものでございます。

以上、12月補正予算の説明をいたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞお願いいたします。吉村委員、お願いいたします。

吉村邦彦（教育委員）

ご説明ありがとうございます。

我々も本当に実感してわかるように、人件費それから生活する上においていろいろなものが高騰している中で、この補正予算はもう必然というふうに思います。そうは言いながら、子供たちへのサービスレベルが下がるようなことがないように、業者の皆さんたちも

そうですけれども、やはり子供たち目線でこういう工事、それから給食センターもそうですけれども、そういうふうに見ていかなければいけないんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。」

磯部芳規（教育長）

ほかにございませんでしょうか。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

特にないようでございます。議案第50号につきましては承認としてよろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、承認いたします。

【議案審議】

議案第51号 教育功労者表彰（篤行表彰）について

磯部芳規（教育長）

続きまして、議案第51号「教育功労者表彰（篤行表彰）について」教育政策課、門田部次長お願いいたします。

門田重雄（教育部次長（教育政策課長））

教育政策課、門田です。

議案第51号「教育功労者表彰（篤行表彰）について」ご説明いたします。

資料は8ページをお願いいたします。

本件は、下関市教育委員会表彰規則第7条の規定に基づき、教育功労者を決定しようとするものであります。

表彰候補者は、野呂真名子様、濱口庄次様、森山安英様の3名で、美術館活動の充実を願われ、下関市立美術館に対しましてご寄付があったものでございます。

提案理由については記載のとおりです。

今回の候補者については、規則第5条第4号により下関市立美術館長から内申があった後、規則第6条に基づく選考委員会を令和6年10月28日に開催し、その中で教育委員会表彰規則等に照らして適当であるとされたものです。

説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、特にならうでございます。議案第51号につきましては承認としてよろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、承認といたします。

【議案審議】

議案第52号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

議案第53号 下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

磯部芳規（教育長）

続きまして、議案第52号「下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則」、議案第53号「下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則」については関連議案になりますので、一括審議してよろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

それでは、教育政策課、門田部次長お願いいたします。

門田重雄（教育部次長（教育政策課長））

教育政策課です。

議案第52号「下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則」及び議案第53号「下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則」について、併せてご説明いたします。資料は9ページから12ページとなります。

今回の改正については、下関市立はまゆう図書館設置に伴い所要の条文整理を行うものです。

9ページをお開き下さい。まず「下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則」についてです。この規則は、教育委員会の権限に属する事務を処理するための必要な

組織を定めたものです。第24条で図書館について定めております。はまゆう図書館設置に伴い第24条第3項の規定中、長府図書館長の次にはまゆう図書館長を追加するものでございます。

11ページをお開き下さい。「下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則」についてです。本市職員は、下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例並びに下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則により勤務時間等を定めておりますが、これによりがたい場合は、下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則により、勤務時間等を定めております。はまゆう図書館については他の地域館と同じ勤務時間等となるため、別表の所属欄にはまゆう図書館を追加するものでございます。これに併せ、表中の順番を設置条例の順に直すため、12ページ目になりますが、現在、長府図書館、彦島図書館という並びになっておりますが、彦島図書館、長府図書館、はまゆう図書館という順に改正をいたします。施行日はともに令和7年1月14日としております。

よろしくご審議をお願いいたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

特にないようでございます。議案第52号及び議案第53号については承認としてよろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、承認といたします。

【議案審議】

議案第54号 財産の取得について

磯部芳規（教育長）

続きまして、議案第54号「財産の取得について」学校支援課、栗原課長お願いいたします。

栗原武（学校支援課長）

学校支援課の栗原と申します。よろしくお願いいたします。

議案第54号「財産の取得について」ご説明させていただきます。

資料といたしましては13ページ、14ページの別表をお願いいたします。

本議案は、下関市立小中学校のＩＣＴ環境整備を目的に、特別支援教室及び複式学級に電子黒板を整備するもので、林兼コンピューター株式会社と取得価格２，９７３万３，０００円で、契約締結し取得しようとするものでございます。

２枚目の別表をお願いいたします。

電子黒板の配備台数でございますが、小学校に対し７４台、中学校に対し２８台の合計１０２台を整備することとなります。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。吉村委員、お願いいたします。

吉村邦彦（教育委員）

ご説明ありがとうございます。

この取得価格の中にはもちろんメンテナンス、アフターサービスが含まれているでしょうか。それと、これ１台やはり３０万円弱するものなので、やはり学校で有効活用していただけるように啓蒙活動よろしくをお願いします。以上です。

磯部芳規（教育長）

学校支援課、栗原課長お願いします。

栗原武（学校支援課長）

はい。今回購入いたしますので、メンテナンスは特に含んでございません。ただし、保証期間等々は通常の電子機器ですのでございます。

それと活用につきましては、もちろん積極的に先生方に使っていただくとともに、クラスの増減も発生いたします。その時に、電子黒板は遊ぶようなことがないように、１台たりとも遊ぶことがないように有効活用するよう努めたいと思っております。以上です。

吉村邦彦（教育委員）

ありがとうございます。

磯部芳規（教育長）

ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。小田委員、お願いいたします。

小田耕一（教育長職務代理者）

ご説明ありがとうございます。

これによって、もう不足している学校はないということでいいのでしょうか。

磯部芳規（教育長）

学校支援課、栗原課長お願いします。

栗原武（学校支援課長）

はい。中学校に対しましては、次年度１０数台を追加で予定してございます。小学校につきましては今回の整備台数ですべての教室が整うこととなります。以上です。

小田耕一（教育長職務代理者）

ありがとうございます。

磯部芳規（教育長）

ほかにございませんでしょうか。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、議案第５４号につきましては承認としてよろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、承認といたします。

【議案審議】

議案第５５号 下関市学校給食費に関する条例

磯部芳規（教育長）

続きまして、議案第５５号「下関市学校給食費に関する条例」につきまして、学校保健給食課、山本部次長お願いいたします。

山本泰造（教育部次長（学校保健給食課長））

学校保健給食課です。

議案第５５号「下関市学校給食費に関する条例」についてご説明いたします。

資料は１５ページから１７ページになります。

学校給食費の公会計化につきましては、国の指針に基づき、今年度は、徴収管理を含めた公会計システムの導入作業を行っており、来年度からの公会計化に向けて進めているところでございます。本条例につきましては、これまで、私会計の学校では、給食費に係わる徴収及び管理を学校単独で行ってきたところを、今後は給食費に係わるすべての歳入・

歳出を市が管理し、私法上の債権である学校給食費について、市と保護者のそれぞれの立場を明らかにするとともに、徴収・管理の取扱いについて定めるため、条例制定しようとするものがございます。

16 ページ、17 ページをご覧ください。

第1条は、市が実施する学校給食に係わる学校給食費等の取扱いに関して、必要な事項を定めるために制定される条例であることをお示しております。

第2条では、条例で使用する用語の定義について示しております。また、第5号において教職員等給食費を定義しておりますが、学校給食法において学校給食及び学校給食費につきましても、児童又は生徒に対しての規定となっておりますので、そのほかの教職員等についての給食費については区別をさせていただいたところでございます。

第3条は、第1項で給食費の徴収・管理を市が行い、公会計で取扱うことを示しております。第2項で給食費の額は規則で定めることとしております。学校給食費は、学校給食法に基づく実費弁償的な性格を有するものであり、法の規定により条例で定めることが義務付けられた債権ではなく、ほかの自治体においても額を条例に定めるところは、調べる限りないことから規則において定めることとしております。

第4条は、学校給食費の納付について。第5条は、給食費の減免について規定しております。具体的には、規則で定めることとしておりますが、次に掲げる場合を想定しております。地震、風水害等の災害により保護者等が一時的に学校給食費を納付する資力を失った場合や、その他市長が特に必要があると認める場合として、令和5年度から令和7年度までの期間において実施している学校給食費支援事業が対象となります。

第7条は、本条例の施行に関し必要な事項を規則で定めることを示し、附則として施行期日、令和7年4月1日からの施行、準備行為については施行前においてもできることとしております。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。吉村委員、お願いいたします。

吉村邦彦（教育委員）

ご説明ありがとうございます。

端的に言うと、今までこの条例はなかったものを新しく条例として設定するという認識でよろしいですか。

山本泰三（教育部次長（学校保健給食課長））

はい、そのとおりでございます。

吉村邦彦（教育委員）

その中の第4条、給食費の負担者は給食費を納付するということですが、この中身はわかりませんが、これは保護者等々が市の方に振込むということですか。

山本泰造（教育部次長（学校保健給食課長））

はい。最初に保護者に給食を食べますかという申込書を出していただいて、それに従って保護者は来年度から口座振込の形で、今、web口座の準備をしておりますけれども、携帯電話で登録をしていただいて、指定した銀行から引落という形で話を今進めているところでございます。

吉村邦彦（教育委員）

ありがとうございます。

磯部芳規（教育長）

そのほかございませんでしょうか。佐々木委員、お願いいたします。

佐々木猛（教育委員）

ご説明ありがとうございます。

先ほど、吉村委員からの質問で口座振替というお話があったんですけど、これからのことを考えると、クレジットカードとかっていうのも必要になってくるので、それもぜひ検討していただけたらと思います。

磯部芳規（教育長）

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、議案第55号につきましては承認としてよろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、承認いたします。

【議案審議】

議案第56号 下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

磯部芳規（教育長）

続いて、議案第56号「下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、生涯学習課、岡田課長お願いいたします。

岡田清弘（生涯学習課長）

生涯学習課の岡田です。よろしくお願いします。

議案第56号「下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

改正の条例は18ページからとなっていますが、24ページの説明資料をご覧ください。改正の概要についてご説明します。

まず、1番目に安岡公民館についてですが、令和7年1月に「やすらガーデン（下関市安岡地区複合施設）」の開館に伴いまして、令和7年1月1日付けで、本条例から安岡公民館に関する規定を削除するものでございます。なお、安岡公民館の登録団体等の利用者に対しましては、安岡コミュニティセンターを所管いたします市民部の主導によりまして、令和6年1月と8月に利用者団体向けの説明会を行うなど、新施設への円滑な移行を図っております。

次に、下関市立三豊公民館の位置の修正についてですが、国土調査の成果により、平成26年9月に三豊公民館の地番が、分合筆した結果、122番地から119番地3に変更した際に、正しい地番に修正していなかったものを今回改めるものでございます。

最後に、黒井公民館と豊浦勤労青少年ホームを集約し、新たに黒井公民館として整備することに伴う、黒井公民館の位置、諸室構成、使用料を変更することに伴う所要の条文整備を行うものでございます。これまで民間の建物の一部を賃貸借契約により借り受け、黒井公民館として活用してまいりました。このたび、豊浦勤労青少年ホーム及び併設する豊浦総合支所黒井支所に黒井公民館を集約して、新たに黒井公民館として整備いたします。この集約化に伴い、豊浦勤労青少年ホームは廃止することとなります。

集約化前の黒井公民館の位置は下関市豊浦町大字黒井2345番地1でしたが、集約化後は下関市豊浦町大字黒井2351番地となります。建物は鉄筋コンクリート2階建て、延床面積は令和6年11月末時点で1,114.58平米となります。今後の整備の中で延床面積は増加する見込みでございます。

使用料及び諸室の構成につきましては、資料25ページをご覧ください。豊浦勤労青少年ホームの軽運動場を同時に2面貸し出せる講堂として整備いたします。2階の音楽室、講習室は、それぞれ多目的室1、多目的室2として整備いたします。1階の新和室は、新和室1と2として、講堂と同様に2部屋を同時に貸し出せるように整備いたします。和室、料理講習室は変更ありません。また、新たに1階の事務室を改修いたしまして、会議室を整備いたします。

それぞれの部屋の使用料につきましては、豊浦地区の他の公民館と同様に一部屋310円を基本とし、講堂及び新和室につきましては2面もしくは2部屋を同時に使用する場合はそれぞれの使用料を合わせた620円といたしております。

それぞれの施行日ですが、安岡公民館を本条例から削除する施行日は令和7年1月1日、三豊公民館の位置の修正につきましては本条例の公布日とし、黒井公民館に関する規定は令和7年4月1日といたしております。

以上、「下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。吉村委員、お願いいたします。

吉村邦彦（教育委員）

ご説明ありがとうございました。

先程の給食費もそうですし、公民館の設置に関する条例もそうですけれども、やはり負担や効率の悪いことは、どんどん減らしていただきたいなというふうに思います。

今までの給食費の集金も、学校の先生たちかなり苦勞されていたんじゃないかなと思いますし、この公民館の方も統廃合によって、皆様の使い勝手もよくなるんじゃないかなというふうに思いますので、この辺りの改正、改定の方はどんどん進めていくべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

磯部芳規（教育長）

ほかにございませんでしょうか。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、議案第５６号につきましては承認としてよろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、承認いたします。

【議案審議】

議案第５８号 下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

磯部芳規（教育長）

では、議案第５８号「下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、豊浦教育支所、嶋津理事お願いいたします。

嶋津敏弘（教育部理事（豊浦教育支所長））

豊浦教育支所です。

それでは、議案第５８号「下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

資料は 26 ページから 31 ページになります。

まず、ふれあいセンターについてですが、本市には自主性・共同性を生かした快適で活力ある街づくり及び人づくりを総合的に推進するためのものとして、豊浦・小野・宇賀の 3 つのふれあいセンターが存在しています。

これまでは、これらの施設において冷暖房を使用する際には、利用者の申し出により実費弁償として空調等の使用料を徴収しておりましたが、市内の公民館等と同様、当該設置条例の中で空調等にかかる使用料を明確に定める方が利用者にとってもわかりやすいとの判断により、従来 of 室料に加え、新たに冷暖房料等を同条例の使用料に追記しようとするものです。

それでは改正の中身についてです。第 6 条第 2 項では冷暖房設備を含めた使用料の納付について規定しております。

次に、別表にあります 3 つの施設の使用料についてですが、室料についてはすべて従前と変更はございません。

この度は、別表それぞれの施設の右に記載しております冷暖房料、加えて、それぞれ備考にありますとおり営利等の目的、ガス器具の使用及び端数調整について新たに規定を設けております。額につきましては、それぞれの部屋の広さに応じ公民館で一律規定している金額に準拠させたものとしております。

議案の説明は以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

特にないようでございます。議案第 58 号につきましては承認としてよろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、承認といたします。

【報告事項】

令和 5 年度下関市立小・中学校問題行動等状況調査の結果及び国、県の状況について

磯部芳規（教育長）

続きまして、日程 3 報告事項に入ります。

まず、「令和 5 年度下関市立小・中学校問題行動等状況調査の結果及び国、県の状況につ

いて」生徒指導推進室、中尾室長お願いします。

中尾琢磨（教育指導監（生徒指導推進室長））

失礼します。生徒指導推進室の中尾です。よろしくお願いします。

去る11月5日に「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について、文部科学省と山口県教育委員会の調査結果が公表されましたので、併せて下関市立小・中学校の問題行動等の状況についてご報告します。

資料35ページをご覧ください。まず、暴力行為の状況について報告します。ページ中程、②「下関市・山口県・全国の暴力行為の発生率の推移」のグラフをご覧ください。令和5年度下関市の暴力行為の件数は、小学校34件、中学校で31件です。1,000人あたりの発生率については、小学校ではほぼ横ばいだったものが、令和5年度は増加。中学校ではここ数年、わずかながら減少してきたものが、少し増加している状況です。

次に、④下関市の暴力行為の内訳、ページ右下のグラフをご覧ください。上段の小学校では、対教師暴力の割合が高い状況です。成長の過程である小学生の方が、教員から指導される際に、感情のコントロールがうまくできていないところが影響していると考えております。中学校では生徒間暴力が多く、全国的と同様の状況となっています。

続いて36ページをご覧ください。次に、いじめの状況について報告します。ページ中程、②「下関市・山口県・全国の認知率の推移」のグラフをご覧ください。令和5年度の下関市のいじめの認知件数は、小学校645件、中学校257件で、小・中学校ともに1,000人あたりの認知率が増加しています。これまで下関市では、法にあるいじめの定義を確実に捉え、いじめは必ず起こりうるものとの認識をもち、取り組んでいるところです。社会性を身につける途上にある児童生徒が集団生活をする場合には、児童生徒間でのトラブルは起こりうるものですが、例えば、それらトラブルの中で、被害性が認められた場合、いじめと認知し対応しています。また、関係児童生徒の双方で相手の思いなどを確認し合うことで解決に向かうケースも多いですが、中には継続した指導や見守りが必要なケースもあり、深刻化しないよう努めているところです。子供同士が距離をとる生活の仕方をしていたのが、令和5年度は、コロナ禍前の状態に戻ったのではないかというふう

に捉えております。

④「下関市いじめの様態」をご覧ください。いじめの様態は、全国や県とほぼ同じ状況で、「冷やかしかからかい」や「仲間はずれ、無視」といった、いわゆる暴力を伴わないいじめが、小学校で約6割、中学校で約7割となっております。そのほか、小学校では、「嫌なこと恥ずかしいことをされたり、させられたりする」、「遊ぶふりをして叩かれる、蹴られる」が割合として多くなっています。中学校では、「嫌なこと恥ずかしいことをされたり、させられたりする」に次いで、パソコンや携帯電話等での誹謗中傷などが、約1割となっております。

⑤「下関市いじめの状況」をご覧ください。左側の表が令和5年度末時点のいじめの解消などの状況、右側がそれから3ヶ月後に行った令和6年度6月時点での追跡調査の状況です。解消されていないいじめもありますが、これらの多くは、いじめの行為はなくなったものの、被害をうけた側の不安感が残っている場合などで、これらのケースについて

は、各学校で見守りなどの対応を継続して行っております。令和6年6月時点での解消率については、前年より5%程度上がっております。

なお、配付資料には掲載しておりませんが、市教育委員会が把握している状況として、いじめ発見のきっかけは、小・中学校とも、本人及びその保護者からの訴えがもっとも多く、例年同じ傾向にあります。引き続き、いじめの認知を積極的に行き、いじめを受けた児童生徒に寄り添った対応を進めていくとともに、より有効な教育相談体制の構築だけでなく、すべての児童生徒の成長を促す指導を推進していきたいというふうに考えております。

続いて37ページをご覧ください。不登校の状況について報告します。まず、この調査で不登校と分類されるものについて説明をします。登校しなかった日が年間30日以上あった児童生徒のうち、病気による欠席や、家庭の経済的理由による欠席などを除いたものになります。ページ中程、②「下関市・山口県・全国の出現率の推移」のグラフをご覧ください。

令和5年度の不登校児童生徒数は、小学校では295人、中学校では501人です。1,000人あたりの出現率も山口県・全国と比較して、上回っており、小学校も中学校も年々増加する傾向は、大変深刻な問題であると捉えております。

④「下関市の不登校学年別人数」をご覧ください。年度ごとで、若干の違いはありますが、中学校3年生に向け徐々に人数が増加して行く傾向がみてとれます。

⑤「下関市の不登校の要因の主なもの」をご覧ください。全国的に同様の傾向が見られ、小・中学校で若干の差異が見られるものの、「学校生活に対してやる気が出ないなどの相談があった」「生活リズムの不調に対する相談があった」「不安・抑うつなどの相談があった」が主な要因として捉えられています。このほか、教育機会確保法で触れられている「状況によっては休養が必要な場合もある」という主旨が浸透してきた、また、コロナ禍の影響による登校意欲の低下など、文部科学省の指摘もあります。

このほか、資料には掲載しておりませんが、市教育委員会が把握している状況として、報告された不登校児童生徒のうち、登校する、または、できるようになった児童生徒は、小学校では約3割、中学校では約4割程度となっており、前年度より小・中学校とも改善した児童生徒の割合が高くなっており、特に中学校での改善の割合が高くなっております。さらに、欠席日数が多くなっているにも関わらず、学校外の教育支援教室などの専門的な機関や、学校内での校内教育支援教室や保健室などの教室以外の学びの場で、相談・指導を受けられていない不登校児童生徒も一定数いる状況です。そこで今後も、市教委と学校とで連携しながら、教育支援教室「かんせい」「あきね」の効果的な利用や、各学校で行われている校内教育支援教室など教室以外の学びの場での支援など、個に応じた支援がなされるよう努めてまいります。

教育委員会としましては、この調査結果の分析を校長会等で示し、これまでの対応策を確認するなど諸問題の解消に今後もいっそう努めてまいります。以上で報告を終わります。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。佐々木委員、お願いいたします。

佐々木猛（教育委員）

ご報告ありがとうございます。

あまり良い状況ではないなというような顕著な思いです。

1点確認をさせていただきたいのですが、いじめの認知の件です。学校外で行われたいじめ、例えばSNS等であったいじめにおいては、学校の判断において、当事者の保護者に投げるっていう話を聞いたことがあるんですけども、これは学校が間に入らずに、被害者の方に連絡先をお伝えしていいのですかということで、加害者の方にお伝えして、双方で勝手にやっていただくと言って投げている学校もあるというふうに聞いたのですが、それは実際そうなんですか。

磯部芳規（教育長）

生徒指導推進室、お願いいたします。

中尾琢磨（教育指導監（生徒指導推進室長））

そういった状況があるということも認知はしております。ただ、いじめの法が学校の内外を問わずというふうにくくってあるので、全く何もしないということはありません。

例えば、SNS、スマホになりますけど、スマホは保護者の責任で持たせて使わせているというところがあるので、その中、個人的な情報とか、そういったところまで学校が主導しきれない部分が正直出てくるのも事実なので、そういったあたりで学校が、その保護者同士に双方でいろいろ話し合ってくださいというふうな指導を取る場合が多いのは事実としてあります。学校内で例えば無視をしたとかそういうものだったら、直接学校が入ってというふうになりやすいんですけども、SNSというところが、どうしてもちょっと個別のというか、そのプライバシーのところで、今、委員が指摘されたようなケースになりやすいというところです。

磯部芳規（教育長）

佐々木委員、お願いします。

佐々木猛（教育委員）

まず今の方針っていうか、そのやっぱり確かに家庭でやるべきこと、子供に対しての指導というのは、あるべきこと、しないといけないことだと思うんですけども、その辺をしっかりと保護者の方に、お伝えをするというのも1つの手段ではないのかなというふうには思います。

もう1点、そういうときはこの認知件数には入るんですか。

磯部芳規（教育長）

生徒指導推進室、お願いいたします。

中尾琢磨（教育指導監（生徒指導推進室長））

学校が認知した場合は確実に入ります。

佐々木猛（教育委員）

ありがとうございます。

磯部芳規（教育長）

吉村委員、お願いいたします。

吉村邦彦（教育委員）

ご説明ありがとうございます。

この資料を見ていく中で、暴力行為が年々増えていっています。その中で、先生に対する小学生の暴力、これが非常に増えてきているという傾向があるのと、あとはやはりいじめのところで言うと、下関市の中学校のいじめが突出して増えていっているというのは、最後の不登校のところを見ると、小学校高学年になると不登校が増えていく中で、中学になるとその倍ぐらいになるというふうな傾向にあるということは、小学校の時にやはりこの暴力行為・いじめっていう芽を摘んでおくと、中学校に入った時、やはり統廃合とか学校の集約が進んでいく中で、小学校から中学校に持ち上がっていくので、そういうふうにと考えると小学校中学年から高学年に関しての、いじめとか暴力行為というところの芽を摘んでいくような何か体制が必要ではないのかなと思います。

その結果、この中学の不登校というところも減ってくるのではないかなというふうな傾向がこれから読み取れていくので、ぜひこれはもう本当に、今この特に不登校のところは下関市は突出していますので、ここは教育委員会を含めて学校も力を込めてやっていかなければいけないところじゃないかなというふうに思っています。以上です。

磯部芳規（教育長）

生徒指導推進室、お願いいたします。

中尾琢磨（教育指導監（生徒指導推進室長））

委員のご指摘のとおり、小学校の中学年以降、この年代は心理学でギャングエイジと言われる年代です。それまでは、先生や親の言うことは絶対だと思っていた子供たちの、ちょっと幼児的なところがだんだんと周りの友達のを気にする、友達と一緒にやることに楽しさを見出す、いわゆるギャングエイジと言われている。そういったところで、いい関係性を持っている、例えば、暴力があまりない、いじめがない、そういう集団があると中学校でも確かに不登校の出現率が減ってくるというのはあります。そういったところも、小学校校長会や中学校校長会で出して、児童生徒それぞれ年代に応じて、また、その年代

であるからこそ、関係づくりを進めて欲しいので、今いろいろと周知、啓発を図っているところです。その他具体的に、こういう取組がありますよというのを極力市教委で集約して、いろいろ広げていきたいというふうには考えております。以上です。

吉村邦彦（教育委員）

ありがとうございます。

磯部芳規（教育長）

ほかにございませんでしょうか。小田委員、お願いいたします。

小田耕一（教育長職務代理者）

ご説明ありがとうございました。

いつもご説明いただくたびに申し上げておりますけれども、特に不登校に対しては、現時点で考えられる対応策をとっての結果であるというふうに私は思っています。大変だと思っておりますけれども、学校関係者それから事務局、これまでの努力をこういう数字で上がっているということに対して無力にならず、無力感を持たず、努力を続けていただきたいというふうに思います。

一方いじめに関しては、加害側には攻撃性がやっぱりある問題だと思いますので、このことについては子供たちの関係性の中で私たちが見落としている、隠れたいじめ加害者がいるのではないかとといったそういった面でのセンサーを鋭敏にする必要があるのではないかと、私自身もそういうふうにとちょっと感想を持っております。

そういうことをしそうな子供という感じで把握している子供たち以外にも、その関係性の中では深いところにあるものもいるのではないかとということをやっぱり見落としてはいけないと、もうその方がむしろ大きい被害になるのかなというふうな感じを持っているというのが私の感想です。以上です。

磯部芳規（教育長）

畚野委員、よろしくお願いします。

畚野美香子（教育委員）

ご説明どうもありがとうございます。

ちょっと私の勉強不足で申し訳ないんですけれども、1つ教えていただきたいことがありまして、この認知率っていうのは教育委員会、学校が知った件数ということで、率を出していくというふうに理解をしているんですけれども、この1,000人当たりの件数っていう言い方というのは、どういうふうに考えたらいいのでしょうか。

磯部芳規（教育長）

生徒指導推進室、お願いいたします。

中尾琢磨（教育指導監（生徒指導推進室長））

下関市全体の小学校の児童の人数があります。それに対して、いじめだったら何件ありました。パーセントは100人率になりますけど、文部科学省はずっと1,000人率で出すので、それに合わせて1,000人率で計算をしています。だから小数点1つずらすとパーセンテージにはなるといふそういう数字になっています。

畚野美香子（教育委員）

ありがとうございます。

1,000人っていうのが全国一緒だというふうには理解はしていたんですけども、パーセントにしない理由がちょっと分らなかったのありがとうございます。

その流れを見てみると、最近では先程、佐々木委員などがおっしゃったように、劣等感のいじめとかですね、そういったものっていうのは今までになかったようないじめの種類っていうのが出てきている。対応の仕方というのもこれから変化が必要かなというふうには感じます。先生方の仕事が増えるという意味では、大変かなとは思っております。

あと、もう2つ質問なんですけれども、いつから不登校がはじまってくるのか、37ページの④の表は、おそらく累計も入っていると思います。例えば中学3年生のグラフを見ると大幅に増えているように見えますが、実は小学1年生から不登校が続いていてこの数字に入ってきていると思います。その辺の数字、いつからはじまるというようなそのデータがあるのか。

それから、そういうデータを見ての分析というのはされておられるのか。やっぱり初めて不登校になったときの原因に対応するというのが、初動というのがすごく大切になってくると思います。吉村委員もおっしゃったように、最初に対応していくことで、大きくなっていったときにそれに対応できるような力をつけていかないといけない。子供たちが、学校に来たくないからっていうことで、「そうだよね、そうだよね」、「行かなくていいよ、行かなくていいよ」というふうな、今流れになっているように聞こえますが、そうではなくて、初めて不登校になったときに、なぜそういうふうになったのか、学校に行くには何かこう解決策、対応策があるのかというのを、最初のところで真剣に取り組んで、特に力を入れていただくというのも大切かなというふうに思っています。以上です。

磯部芳規（教育長）

生徒指導推進室、お願いいたします。

中尾琢磨（教育指導監（生徒指導推進室長））

まず、いつからその不登校がはじまるかというところで、ちょっと誤解があったらまた指摘してください。小学校1年生から中学校3年生まで今グラフに並べています。ずっと不登校っていう子も中にはいます。ただ、例えば小学校1年生のとき不登校だったけれども、2年生になって、友達的环境が変わったり、来れる子というのもやっぱりいます。そういったものが混在している状況にはなっています。ただ、生徒指導推進室の方も毎月学校の方から報告をもらうので、確かにずっとこの子は長いよねっていう子はある程度把握

しています。そういったところは、学校に訪問してこの子今どういう状況ですかねというところで、例えば、教育支援教室の利用が可能か不可能かとか、保護者いわゆる家庭の養育環境の改善が必要な場合がある、そういったときには、スクールソーシャルワーカーとの関係、連携はどうだろうかというところで、個別に対応を進めている、そういったところにはなります。

2つ目の初期対応ですが、本当に言われるとおりの早い段階でどう手を打つかというのはすごく大切です。もっと大切なのが未然防止の対応です。先ほど言いましたけれども、不登校状態から改善が見られる、そういった場合はやはり大きく2つあるのは、学力が保障されるというか、しばらく休むとどうしても勉強がわからなくなっていく、そういったところがある程度改善されている場合には教室に戻りやすくなります。それともう1つは、教室の中、教室だけではなくてもいいんですけれども、心の居場所というか自分はここにいて負担感がないというか不安感がない、そういう状況になることがすごく大切だと思っています。その2つですね。

先ほど吉村委員のご指摘の中で説明しましたがけれども、いわゆるギャングと言われる頃、子供たちの間の中で自分はここにいて居心地が悪くない、良ければいいんですけれども、少なくとも悪くない、というような状況がその子のクラスの中にあるかどうかというところがすごく大切になってきます。どうしても中学校、いわゆる思春期になると、いろいろなものに自分自身に対する不安感とかっていうのも芽生える時期にもなるので、どうしても不登校が多くなりがちなんですけれども、先ほども言いましたけれども、そういう居場所がある、そういう集団の場合には深くないし、早く改善しやすいというところがあります。未然防止の流れの中で初期対応というところまで考えていく。とは言っても、やっぱりエネルギーそのものがすごく下がっているという子については個別に、今度は自立支援と言うんですけれども、それをやっていくというところで大きく分けてやっていこうとは考えています。それと、30日以上不登校の始まりがいつでという、その子の不登校の始まりがいつというのはあるんですけれども、どうしても数字上、年間の30日以上欠席ということになるので、週1回確実に休む子がいたら、年間では30日以上になり、不登校というふうにカウントされます。ただ、子供の様子から見ると、例えば子供たちの中で、あいついつも何曜日休むよねっていう子で、ほかではいつも元気よく遊んでいる子も、不登校にカウントされてしまうという仕組みになってしまうので、こちらの方から各学校に示しているのは、不登校が増えたというふうに言われるんですけれども、年間50日以下ぐらいがすごく増えている状況です。そういったものも一応数字があるので、校長会等で示して、不登校が増えたという言葉に踊らされず、まず学校に来ていて、でも年間30日を超えてしまっても不登校になる、そういう子供たちの対応というのは、学期の中で、例えば勉強がわからなくなならないようにしようとか、友達との関係がまずくならないようにしようとか、不安感を抱くことがないようにしようとか、学校の中でもできる支援はいっぱいあるので、そういったところも十分大切にしたいということで、今、各学校に呼びかけているそういったところです。以上です。

磯部芳規（教育長）

ほかにございませんでしょうか。

（ありません。（全員））！

磯部芳規（教育長）

不登校につきましては、前回の議会でもご報告いたしました。第１期調査におきましては、全国では約４万６,０００から７,０００人増えている中で、下関市はこの不登校の方は第１期調査の段階では減少傾向になってきております。

ただ、これからちょうど今１１月というのは、中学校、小学校もですが、いろいろな行事も終わって一番疲れが出たり、いろいろな状況で、これまた増えるかもしれません。ですが、下関市としてはわくわくする学校づくりを通じて、また校内外の教育支援教室や、こころのアシスタント事業、今あらゆる施策をとりながら何とか対応しているところでございます。

また、詳しいこれからの動向、人数的なものも出てきましたら、またご報告したいと思いますが、何とか現時点では減少傾向に少しだけ入っているということでございます。

それではこの件につきましては報告済みとしてよろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、本件については報告済みといたします。

【報告事項】

大雨による下関市立小学校、中学校及び下関商業高等学校の臨時休業等について

磯部芳規（教育長）

続きまして、「大雨による下関市立小学校、中学校及び下関商業高等学校の臨時休業等について」学校教育課、大坪課長お願いいたします。

大坪勇一（学校教育課長）

学校教育課、大坪です。資料は３８ページでございます。

大雨による児童の登下校や学校生活における安全確保のため、下関市立小学校において臨時休業を行ったので報告いたします。

徒歩による登下校時の安全を確保するため１１月２日（土）に臨時休業を行ったのは、王喜小学校です。王喜小学校につきましては、土曜参観日のため授業日としておりましたが大雨のため臨時休業としました。

そのほか、このたびの大雨による児童・生徒及び教職員の被害等の報告はありません。

以上で学校教育課からの報告を終わります。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。吉村委員、お願いいたします。

吉村邦彦（教育委員）

ご説明ありがとうございます。

ご報告いただきました内容ではないんですけれども、下関市というのは非常に大きな土地を有しています。その中で、北と南もしくは西と東で気候とかその状況が違います。台風の時等も旧市内は全くと言っていいぐらい風が吹いていないんですけれども、北部の方ではものすごい風が吹いているというふうなこともありますので、ぜひ早めに判断されて、臨機応変な対応で子供たちの安全を確保するという、非常に大事だと思いますので、今後ともよろしく願います。以上です。

磯部芳規（教育長）

ほかにございませんでしょうか。畚野委員、よろしくお願いします。

畚野美香子（教育委員）

ご説明ありがとうございます。

このたびのこちらの件だけではないですけれども、やはり大雨とか何か災害があったときに、学校の方から教育委員会の方からの連絡、それから学校の方から一斉に保護者に早く通達が来ています。それは、とても保護者としては安心感もあり、このぐらいだったら学校に行けたよねって、ちょっと終わったあとに思うこともありますけれども、でもやはり事前にそういうふうにご子供たちのことを思って決定してくださるっていうのは本当にありがたく思っております。これからも大変だと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

磯部芳規（教育長）

ほかにございませんでしょうか。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

ではないようでございますので、本件については報告済みといたします。

【報告事項】

下関市立図書館の臨時開館及び臨時休館について

磯部部芳規（教育長）

続きまして、「下関市立図書館の臨時開館及び臨時休館について」中央図書館、江原部次長お願いいたします。

江原理恵（教育部次長（中央図書館長））

中央図書館です。よろしくお願いします。

「下関市立図書館の臨時開館及び臨時休館について」ご報告いたします。資料３９ページをお願いします。

下関市立図書館の設置等に関する条例第３条第２項の規定に基づき、下関市立図書館の臨時開館及び臨時休館をいたします。臨時開館となるのは、はまゆう図書館で、臨時開館日は令和７年１月１４日（火）です。この日は、前日の１月１３日（月）の振替休日による開館に伴う休館日ですが、安岡地区複合施設の開館日であり、多くの来館が見込まれるため、はまゆう図書館のみ臨時に開館いたします。

次に臨時休館ですが２件あります。まず１件目は、令和７年２月４日から３月１４日の間で蔵書点検を実施するため、各図書館で４日間、臨時休館いたします。期間につきましては、彦島図書館と豊浦図書館が２月４日から２月７日まで。豊田図書館が２月１８日から２月２１日まで。菊川図書館が３月４日から３月７日まで。長府図書館が３月１１日から３月１４日までです。

なお、中央図書館は９月に蔵書点検を実施済みであるため、また、はまゆう図書館と豊北図書館は本年度は実施しないため、蔵書点検による臨時休館はいたしません。また、移動図書館は連休日に蔵書点検を実施するため、予定どおり巡回いたします。

続いて２件目は、豊北図書館の施設改修による臨時休館です。期間は令和７年２月１日から２月２８日までです。臨時休館とする理由ですが、豊北図書館が入っている豊北中学校で期間中に天井ボード改修工事が予定されています。図書館の天井部分が施工区域に該当しており、書架・閲覧席スペースに覆いをかけて足場を組む必要があることから、来館者の安全を確保するために臨時休館いたします。長期間の休館となりますが、カウンタースペースは立入りができるため、通常の開館時間中に利用登録、資料の返却、予約資料の貸出し、資料の問い合わせ受けなどの窓口サービスは実施します。また、豊北中学校のラウンジをお借りして雑誌と新聞を配置し閲覧できるようにいたします。

報告は以上となります。

磯部部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、ないようでございますので、本件については報告済みといたします。

【報告事項】

下商チャレンジショップの開催について

磯部芳規（教育長）

続きまして、「下商チャレンジショップの開催について」下関商業高等学校、三原事務長
お願いします。

三原達郎（下関商業高等学校事務長）

下関商業高等学校です。よろしくお願いします。

下商チャレンジショップの開催についてご報告いたします。

資料は41ページと席上配付させていただいていますが、白黒のチラシが1枚ござい
ます。12月14日（土）と15日（日）の午前10時から午後4時まで、シーモール下関
2階サンパティオにおいて下商チャレンジショップを開催します。

今回で20回目となる、この催しは授業の一環として、生徒自らが模擬株式会社の設立
から株式・社債の発行による資金の調達、企業との仕入れ交渉、販売活動、更には株主総
会による決算報告までの諸活動を地域社会との関わり合いの中で体験学習することによ
り、起業家精神の醸成と株式会社の仕組みを理解し、将来の下関市の地域活性化を担う人
材の育成を目的とするものです。

生徒たちは専門科目で課題研究を選択した3年生65名がグループに分かれまして16
社の模擬株式会社を設立し、仕入れた商品等を販売します。

昨年度と比べますと、店舗数は2倍、仕入れ量は3倍にパワーアップしております。主な
販売品目は、和菓子、洋菓子等々でございますが、席上配付させていただいていますチラ
シのQRコードを読み込んでいただきますと、各社の商品を詳しく見ることができます。

また、12月11日（水）午後3時55分からy a bの番組「YOU! どきっ」で下商
チャレンジショップが取り上げられる予定になっております。

あと、販売につきましては、売り切れ次第終了ということになりますので、皆様お誘い
合わせの上、早めのご来場をお待ちしております。

以上、ご報告いたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。佐々木委員、お願いいたしま
す。

佐々木猛（教育委員）

ご報告ありがとうございます。

今年度も16社と多いですね。私も毎年行っているんですけども、株式会社を作って、商業高校ならではの事業を展開しています。その中で、本当に子供たちの笑顔、生徒たちの笑顔がたくさん溢れて、この子こんなに元気な子だったっけっていうぐらい、一生懸命子供たちが頑張っている。私も行きますので、ぜひ、ここにいる皆さんもお誘い合わせいただいて、行ってあげていただけたらというふうに思います。以上です。

磯部芳規（教育長）

吉村委員、お願いいたします。

吉村邦彦（教育委員）

ご報告ありがとうございます。

新し物好きの飽きやすという下関の人柄の中で、20回続けて頑張っているというのは、会社の寿命は大体20年というふうに言われていますけれども、その中で20年目を迎えるっていうのは非常に素晴らしいチャレンジだと思います。

この下商は多くの国家資格にチャレンジする子供たち、それからこういった経営者の育成、それから商売の喜び、こういうものをいろいろと高校生の時から、教育していくって非常に素晴らしい下関市立の学校だと思います。ぜひ啓蒙活動をもっともっていただいて、下商にどんどん入学してもらえる子供たちが増えて、下関の未来が発展するような仕組みを、もっと我々が作っていかないといけないというふうに思っています。よろしくお願いします。以上です。

磯部芳規（教育長）

ほかにございませんでしょうか。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、ないようでございます。本件については報告済みといたします。

【その他】

磯部芳規（教育長）

それでは、日程4その他でございますが、何かございますでしょうか。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、次回の日程でございます。１２月の教育委員会定例会は１２月１８日（水）午後４時から下関市教育センター３階中研修室にて開催の予定でございます。委員の皆様よろしいでしょうか。

（はい。（全員））

《非公開部分の始まり》

それでは、ここから非公開案件に入ります。傍聴者の皆様は最初にお話しましたが、本日、これからの議案審議等につきましては、非公開とする旨、決定しております。皆様には大変恐縮ですが、ご退室をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【議案審議】

議案第５７号 第４次下関市子どもの読書活動推進計画について

磯部芳規（教育長）

それでは、議案第５７号「第４次下関市子どもの読書活動推進計画について」中央図書館、江原部次長お願いいたします。

江原理恵（教育部次長（中央図書館長））

中央図書館です。よろしくお願いいたします。

議案第５７号「第４次下関市子どもの読書活動推進計画について」ご説明いたします。別冊①、１ページをご覧ください。

８月の教育委員会定例会において計画案のご報告後、議会への報告、パブリックコメント及び下関市子どもの読書活動推進会議を経て、このたび、２ページからの最終案を作成いたしました。

パブリックコメントについてですが、結果を３５ページ資料１に掲載しております。９月１０日から１０月９日まで実施し、４名の方から９件のご意見をいただきました。ご意見をもとに修正した箇所は２か所でした。

番号１については、読書をすることのメリットについての記載が必要とご意見をいただき、文言を追加しました。番号２については、展示の工夫とその成果の関係性が明確でないため文言を修正しました。

また、８月の定例会でご報告させていただいてからの修正箇所については、３７ページ資料２にまとめています。修正点についてご説明いたします。なお、これから説明するページ数は最終案自体のもので、２段あるうちの上の数字になります。

１番ですが、冒頭に挨拶文を掲載しました。次に２番ですが、先ほどご説明しましたが、パブリックコメントでのご意見を受けて、１ページの第１章「１計画の目的」の冒頭

に、読書をすることのメリットについての文章を追加しました。また、4番についても、11ページ(2)学校における取組③成果について、パブリックコメントのご意見により文言を修正しました。戻りまして3番ですが、1ページの「計画の目的」の18行目、「この計画では、下関市のすべての子どもが、あらゆる機会と場所において」の「すべての子ども」の「すべての」を削除しました。これは、計画の中の「子ども」は、すべての子どもを意味すると考え、変更しました。同じく5番、6番についても、「すべての子ども」の「すべての」を削除しました。

続いて7番ですが、今月より図書館においてFacebook以外にも、Xによる配信を始めたので、24ページの(1)図書館における取組⑥の「Facebook」を「SNS」に変更しました。

次に8番ですが、同じく、図書館における取組⑦「電子書籍を収集し」を「電子書籍のタイトル数の拡充を図り」に変更しました。

最後に9番目は、24ページの(1)図書館における取組③に「学校図書館等との連携を図るとともに」を追加し、「研修会」を「合同研修会」に修正しました。以上が前回の報告時点からの修正箇所となっております。

今後のスケジュールでございますが、本日議決いただきましたら、12月議会の文教厚生委員会で報告したのち、市ホームページにより公表する予定でございます。

説明は以上となります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

ないようでございますので、議案第57号につきましては承認としてよろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、承認といたします。

【臨時代理等の報告】

工事請負変更契約の締結について（勝山中学校校舎（１１）長寿命化改良建築主体工事（第２期））

【報告事項】

工事請負変更契約の締結について（勝山中学校校舎（１１）長寿命化改良機械設備工事（第２期））

磯部芳規（教育長）

続きまして、日程２の臨時代理等の報告に入ります。

まず、「工事請負変更契約の締結について（勝山中学校校舎（１１）長寿命化改良建築主体工事（第２期））」と報告事項「工事請負変更契約の締結について（勝山中学校校舎（１１）長寿命化改良機械設備工事（第２期））」は関連になりますので一括で報告を受けたいと存じますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、学校支援課、栗原課長よろしくをお願いします。

栗原武（学校支援課長）

学校支援課です。よろしくお願いいたします。

日程表のうち、臨時代理等の報告「工事請負変更契約の締結について（勝山中学校校舎（１１）長寿命化改良建築主体工事（第２期））」と、報告事項の「工事請負変更契約の締結について（勝山中学校校舎（１１）長寿命化改良機械設備工事（第２期））」につきましては、すべてが勝山中学校の長寿命化改良工事に関することであるため、２件を一括してご説明させていただきます。

まず、はじめに、臨時代理等の報告「工事請負変更契約の締結について（勝山中学校校舎（１１）長寿命化改良建築主体工事（第２期））」につきましてご説明させていただきます。

資料といたしましては、別冊①の３９ページそれと４０ページの契約概要、とびまして４６ページ勝山中学校配置図をお願いいたします。

専決処分の内容は、議会の議決を経て締結した工事における、契約金額の１０分の１の額以内の金額にかかる変更契約の締結でございます。工事名は、勝山中学校校舎（１１）長寿命化改良建築主体工事（第２期）、工事場所は、下関市秋根上町２丁目５番１号でございます。対象の建物といたしましては、別冊４６ページの勝山中学校配置図に、「校舎（１１）建築主体工事（第２期）」と記載してございます校舎につきまして、改修工事を行っているもので、令和６年３月の市議会第１回定例会において、株式会社高松建設との請負契約の締結につきまして、議決をいただきました。

このたびは、契約額の増額につきまして、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例第2条第5号の規定により、令和6年10月29日に専決処分し、同日に変更請負契約を締結いたしましたので、これを報告するものでございます。

変更内容でございますが、外壁調査において設計との相違が確認されたこと及び既存の教材室を配膳室に改修することが必要となったことにより、原設計の増額の変更契約を締結いたしました。変更前の契約額は3億1,823万8,800円、変更契約額は3億2,638万3,200円で、814万4,400円の増額となりました。なお、工期の変更はございません。1件目の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、2件目、報告事項「工事請負変更契約の締結について（勝山中学校校舎（11）長寿命化改良機械設備工事（第2期））」につきましてご説明させていただきます。

別冊44ページ、45ページの契約概要、46ページの勝山中学校配置図をお願いいたします。工事名は、勝山中学校校舎（11）長寿命化改良機械設備工事（第2期）、工事場所は、下関市秋根上町2丁目5番1号でございます。対象の建物といたしましては、別冊46ページの勝山中学校配置図に、「校舎（11）機械設備工事（第2期）」と記載してございます校舎につきまして、改修工事を行うもので、令和6年4月15日に、有限会社セイブ設備工業と請負契約の締結をしております。

このたびは、契約額の増額につきまして、令和6年11月7日に変更請負契約を締結いたしましたので、これを報告するものでございます。

変更内容でございますが、既存の教材室を配膳室に改修することが必要となったことにより、原設計の増額の変更契約を締結いたしました。変更前の契約金額は7,964万6,600円で、変更契約額は7,980万1,700円で、15万5,100円の増額となりました。なお、工期の変更はございません。

以上、勝山中学校長寿命化工事につきまして、2件を一括でご説明させていただきました。よろしくをお願いいたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。吉村委員、お願いいたします。

吉村邦彦（教育委員）

ご説明ありがとうございます。

こういった件になると必ずちょっと一言お伝えしておきたいんですけども、勝山中学校だけでこれで4億ぐらいかかっております。マンションが1軒建つぐらいの金額になるんですけども、これだと150年ぜひ持つようにしていただければと思いますので、本当に繰り返しになりますけれども、子供たちのわくわくするような校舎とか、安心安全が担保されるように、もしくは快適な学校ができるような形にいただければ、非常にこの4億円に関しても、有効に使われたというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

磯部芳規（教育長）

ほかにございませんでしょうか。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

ないようでございます。本件については報告済みといたします。

【報告事項】

令和7年度教育予算について

磯部芳規（教育長）

続きまして、日程3の報告事項に入ります。

まず、「令和7年度教育予算について」藤田部長、お願いいたします。

藤田信夫（教育部長）

それでは「令和7年度教育予算について」ご説明をいたします。

別冊②の資料をお願いいたします。

2ページでございます。教育委員会の予算要求の状況について、まずご説明いたします。1番上の表ですが、令和7年度の教育委員会予算要求総額をお示ししております。令和7年度予算要求総額は122億7,089万円で、今年度（令和6年度）の予算総額と比べまして約28億9,000万円の増額となっております。

また、参考といたしまして令和6年度の予算要求総額と実際につきました予算額をお示ししております。令和6年度につきましては、111億4,265万7千円を要求いたしまして、実際の予算額は93億7,760万円となりまして、要求額に対しましては約17億7,000万円の減額という査定結果になったところでございます。

続いて3ページをお願いいたします。令和7年度予算につきましては、現在、財政部局による査定の段階でございますが、主な要求事業として1番目の「学びの多様化学校設置事業」以下4番目の「スポーツビジネスコース新設」まで、新規事業のうち4つの事業について今回あげておりますので、以下、ご説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。「学びの多様化学校設置事業」につきましては、文部科学省の「COCOLOプラン」が示す方針に沿いまして、公立の「学びの多様化学校」を令和8年4月に開校するもので、多種多様で一層複雑化する背景をもつ不登校生徒（中学生）の実態に即した不登校支援を行う学校とするために、現在の文洋中学校分教室、これは関西小学校の中にございますが、こちらの施設を拡充いたしまして、当該事業に伴い、移設・改修が必要となる「教育支援教室かんせい」についても、あわせて整備を行い、事業費8,454万1千円を要求しているところでございます。

続いて5ページをお願いいたします。「学びの環境リニューアル事業（机・椅子）」につきましては、新JIS規格に対応した机・椅子を小中学校全児童・生徒に導入することにより、端末機器等を活用する授業におきまして旧JIS規格よりもサイズアップすることで快適な学びの環境を準備し、学習意欲・学習能力の向上を目指し、時代のニーズに沿った「新しい生活様式」に対応するもので、事業費3,000万円を要求しております。

続いて6ページをお願いいたします。「学びの熱中症対策事業（ミスト扇風機）」につきましては、年々異常気象の発生頻度が増加し、猛暑日・酷暑日が増え続けている中、夏期における屋外授業、屋外活動におきまして、快適な学びの環境を確保するため、全小中学校の昇降口に設置しております「ミスト扇風機」について、メーカー保証期限の5年が経過することから、更新を一斉に行うもので、事業費1,000万円を要求しております。

続いて7ページでございます。「スポーツビジネスコース新設」につきましては、下関商業高等学校で、スポーツに関して専門的に学ばせることで、生涯を通してスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力を身につけさせ、商業とスポーツ双方の専門性を生かして、地域のスポーツや健康分野におけるビジネスの振興発展に貢献する人材を育成するコースを新設するもので、事業費2,932万7千円を要求しております。

令和7年度予算につきましては現在、財政部の査定中であり、今年度は年末に内示及び復活要求があり、年明けの市長査定を経まして、最終的な市の予算案となる予定となっております。また、今年度は市長選挙時期の関係から、毎年持続して固定的に支出される経常的経費を中心に編成され、政策的経費につきましては、6月補正予算により対応するということになっております。

以上、令和7年度教育予算について、主要なものをご説明いたしました。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。吉村委員、お願いいたします。

吉村邦彦（教育委員）

ご説明ありがとうございます。

1つだけ気になることがあるので、ご回答いただきたいんですけども、現関西小学校の文洋中学校分教室ですけども、未来的な学校の統廃合に伴って、何か懸念があるのかなのか、もしくは、これはこことして考えていらっしゃるのかというふうなことはどうでしょうか。

磯部芳規（教育長）

生徒指導推進室、中尾室長お願いいたします。

中尾琢磨（教育指導監（生徒指導推進室長））

委員ご指摘のとおり統廃合の対象になっている学校ではあります。ですから、中期しばらくの間という表現が適切かどうか分かりませんが、場所についてはいろいろと検

討をしたんですが、やっぱり関西小学校の良さというものはありますので、今、分教室があつて子供たちも通つてきている実績もある。そういったところで、しばらくの間、そこでまずしっかり多様化学校としての、今度は分校型にしたいと思っていますけれども、それで必要なものを今年度計上したということになっています。

吉村邦彦（教育委員）

はい、ありがとうございます。

磯部芳規（教育長）

はい、学校支援課、お願いします。

栗原武（学校支援課長）

学校支援課です。補足いたします。

今おっしゃられたとおり短期、中期、長期という考え方の中で、関西小は将来、統廃合の対象でなくなる計画になっていますので、例えば、整備する工事請負費だったりとかそういうものは限りなくコストを抑えつつ、とは言いながらも必要な整備をするような予算を計上させていただいています。以上です。

吉村邦彦（教育委員）

はい、ありがとうございます。

磯部芳規（教育長）

ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

：

：（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

ないようでございます。本件については報告済みといたします。

【報告事項】

工事請負契約の締結について（下関市立豊北中学校屋上防水改修工事）

磯部芳規（教育長）

続きまして、「工事請負契約の締結について（下関市立豊北中学校屋上防水改修工事）」学校支援課、栗原課長お願いいたします。

栗原武（学校支援課長）

学校支援課です。よろしくお願いいたします。

報告事項「工事請負契約の締結について（下関市立豊北中学校屋上防水改修工事）」につきまして、ご説明させていただきます。

別冊①の４１ページ、４２ページの契約概要、４３ページの豊北中学校屋根伏図をお願いいたします。

工事名は、下関市立豊北中学校屋上防水改修工事、工事場所は、下関市豊北町大字滝部字幸神１２４４番地３６でございます。対象の建物といたしましては、４３ページの豊北中学校屋根伏図の校舎のうち、白黒で大変見にくいですが、太枠で囲った範囲の屋上防水を改修するものでございます。

受注者は、株式会社高松建設。契約金額は７,９０９万円で、予定価格に対する落札率は９４．４％でございます。契約日は令和６年９月２４日。工期は令和６年９月２５日から令和７年２月２８日でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

ないようでございます。本件については報告済みといたします。

【報告事項】

工事請負契約の締結について（北部公民館外壁改修及び防水改修工事）

磯部芳規（教育長）

続きまして、「工事請負契約の締結について（北部公民館外壁改修及び防水改修工事）」生涯学習課、岡田課長お願いいたします。

岡田清弘（生涯学習課長）

生涯学習課でございます。お願いいたします。

「工事請負契約の締結について（北部公民館外壁改修及び防水改修工事）」についてご説明いたします。

資料別冊①の４７、４８ページをお願いいたします。

本工事は、山の田東町にあります、北部公民館の外壁の改修及び屋上の防水改修工事を行うものです。請負業者は、株式会社室田組、契約額は５,０６０万円、落札率は９７．８３％、契約日は令和６年１０月７日で、工期は令和６年１０月８日から令和７年３月１８日までの１６２日間でございます。

本工事の施工に伴いまして、利用者様にはご不便をおかけいたしますが、特に影響があ

るものといたしまして、工事期間中は足場を組むため、駐車台数が減ることになります。足場の組み立てや撤去の際には、最大28台程度が使用できなくなる可能性がございます。組み立てた後は、常時10台程度が使用不可となるという予定でございますので、利用者の皆様には乗り合いでお越しいただくなど、工事期間中のご協力をお願いいたします。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いいたします。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

ないようでございます。本件は報告済みといたします。

【報告事項】

学校施設環境改善交付金の過大交付について

磯部芳規（教育長）

では、「学校施設環境改善交付金の過大交付について」学校支援課、栗原課長お願いいたします。

栗原武（学校支援課長）

学校支援課です。

報告事項の「学校施設環境改善交付金の過大交付について」ご報告させていただきます。別冊③の報告資料をお願いいたします。

令和6年4月に実施されました学校施設環境改善交付金、令和5年度決算検査分に係る会計検査において、菊川中学校屋内運動場不適格改築事業の交付金が過大に交付されていたことが判明いたしました。経緯といたしましては、耐震力不足であった菊川中学校の屋内運動場の改築、既存建物の解体及び撤去にあたり、学校施設環境改善交付金の補助対象である「不適格改築事業」を活用いたしました。

令和4年度にすべての事業が完了したことから、このたび、令和5年度決算検査分として、会計検査を受けたものでございます。

会計検査院の指摘事項でございますが、まず、事態の概要といたしましては、市において、施設の解体及び撤去費について、交付金894万4,000円が過大に交付されていたこと。市において交付金の交付額の算定方法についての理解が十分でなかったこと。県において市から提出された実績報告書等の審査が十分でなかったこと。

事例の概要といたしましては、市が、交付金7,985万6,000円の交付を受けてい

たこと。施設の解体及び撤去費について、交付申請時、実績報告時、ともに概算額である6,598万1,000円を配分基礎額に加算していること。施設の解体及び撤去費については、実績報告時には、概算額ではなく、契約後の金額を反映する必要がある、これによると2,546万9,400円となること。適正な交付額を算定すると7,091万2,000円となることから、交付金894万4,000円が過大に交付されていたこととございます。

これらの指摘事項につきまして、資料中段の正誤表でご説明させていただきます。誤りがあった箇所につきまして、白黒で見にくいですが、太枠にて記載してございます。正誤表とともに解体工事の事業費の太枠をご覧ください。上の表、実績報告時の誤りの箇所としたしましては、解体工事の事業費を概算額にて申請していたことにより、7,985万6,000円の交付を受けていたこと。正しくは、下の表、実績報告時 正に記載のとおり、契約額で申請する必要があったため、その場合の交付金は7,091万2,000円となり、その差額894万4,000円が過大に交付されていたこととなります。

返還金への対応につきましては、時期につきましては、県を通じて文部科学省と調整中でありまして、年度内の返還を予定してございます。それに必要となる予算につきましては、令和7年2月補正予算要求を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

磯部芳規（教育長）

ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。吉村委員、お願いいたします。

吉村邦彦（教育委員）

ご説明ありがとうございます。

少し確認ですが、これは入札の時点での審査に問題があったのか。それから、この過多になった交付金はもう業者に支払われているもので、これを市の方が全額負担しなければいけないのかというふうなこと、もう少しわかりやすく説明いただければと思います。

栗原武（学校支援課長）

今回の誤りにつきましては実績報告ということで完了した後です。完了した後の報告をする際に、もともとは工事に伴う契約額で申請をしないといけなかったところが、交付金を受ける前に、計画の申請をするんですが計画の申請をするときは概算額、一般的に予算と言いますが予算の額で申請して、事業が完了したら、今度は、その際、契約額で申請するところ、私どもが、もともとの予算額である概算額で申請してしまったために差額が生じたこととなります。支払いにつきましては今の契約額で、請負業者の方に支払ってございますので、交付金を多く受け取ってしまったので、それを今後返還するという手続きになります。以上です。

吉村邦彦（教育委員）

ありがとうございます。

となると現段階でその交付金額と工事金額の余剰というのが、余剰金として残っているという認識でよろしいですか。

栗原武（学校支援課長）

余剰金という形ではなくて、契約金額はもうすでに支払っている状態で、多く交付金が入ってきて受付けてしまっていますので、余剰金という言葉が正しいかどうかわかりませんが、多くいただいていた交付金を返還するという形になります。以上です。

吉村邦彦（教育委員）

わかりました。ありがとうございます。

磯部芳規（教育長）

ほかにございませんでしょうか。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

ないようでございますので、本件については報告済みといたします。

《非公開部分終わり》

【閉会の宣言】

磯部芳規（教育長）

では、長時間ありがとうございました。本日の議事すべて終了いたしました。これで定例会を終了といたします。皆さんお疲れ様でございました。

（お疲れ様でした。（全員））

署名

教 育 長

署名委員

署名委員

作成職員
